

会 議 録

1 会議の名称

みんなで創る自治基本条例市民会議 第4回代表者会

2 開催日時

平成18年12月7日（木）午後6時30分～午後8時30分

3 開催場所

上越市役所 第1庁舎 特別会議室

4 出席した者（傍聴人を除く）の氏名（敬称略）

・委員（代表者）：12人中11人出席

平野通子、増田和昭、君波豊、田村安男、今井不二子、小田武彦、
横倉進、横山文男、岸本八千子、種岡淳一、横山郁代

・事務局

企画政策課：中澤企画調整係長

法務室：笹川法務室長

5 議題（公開・非公開の別）

(1) 「前文」、「目的」について（公開）

(2) 個別の条文について（公開）

6 傍聴人の数

なし

7 内容（概要）

（事務局：中澤企画調整係長）

- ・ 今回は、事前に送付した「前文の作成に向けての事前整理表」と本日配付した資料No.1「個別の条文へ向けての整理表」、資料No.2「前文、目的、個別の条文（「男女共同参画」の部分まで）のタタキ台」の3つの資料がある。
- ・ 前回の議論で、「前文」については、他市町村事例の基本パターンによる4つの要素を基にして整理していくこととした。
他市町村事例の基本パターンによる4つの要素
 - ① まちの歴史、文化、環境や自治の取組み
 - ② それを発展させた新たな自治のかたちやまちのあるべき姿
 - ③ その実現には市民の主体性、参加・協働が重要であること
 - ④ 自治基本条例を制定する意義や目的、市民の決意
- ・ 事前に送付した「前文の作成に向けての事前整理表」では、これまでの議論で挙げたものとこれら4つの要素との関係を整理してある。4つの要素にそれぞれ入れ込むべき内容として、時系列としては表の左側から並べてあり、前回の事前配付資料1の中から、「合併協議会からの提案」、「市の考え」、「各班の前文案」、「市民会議の議論で前文にまわすべきとしたもの」をそれぞれ振り分け、またさらに前回の議論で新たに挙げた内容や、総合計画市民会議での基本構想素案の基本理念と将来都市像も割り振ってみた。

- 個別の条文については、本日配付した資料No.1で、各項目について、条文的整理として「市民フォーラムでの素案（案）の「個別内容」をもとに、これまでの議論を踏まえて整理したもの」、逐条解説的整理として「市民フォーラムでの素案（案）の「市民会議の思い」をもとに、これまでの議論を踏まえて整理したもの」に整理をしてある。
- 今回は、この資料No.1を基に議論を行っていただきたいが、例えば、「用語の定義」のところの「市政」について、資料No.1では「市が行う政治をいう」としてあるが、これであるとあまりにも乱暴過ぎる定義であり、このような点もよく議論していただきたい。
- 事前に送付した資料と本日配付した資料No.1の内容を踏まえて、企画政策課と法務室で条文の形にタタキ台として整理したものが資料No.2である。これまでの整理から、条文の形にした場合に、このような形になるのではないかと、ということで整理を試みたものである。
- 本日は、「前文」、「目的」、個別の条文（「まちづくりの理念」としての「安全・安心」、「平等」、「男女共同参画」の部分まで）について整理をしていきたい。
- 用語の定義については、適宜検討をしていくこととしていたので、「前文」、「目的」、個別の条文を整理していきながら、併せて整理をしていきたい。

□ 市議会「自治基本問題調査特別委員会」の内容報告

（事務局：中澤企画調整係長）

- 昨日（12月6日）、市議会の「自治基本問題調査特別委員会」が開催された。
- 前日に引き続き、「住民投票制度」、「市議会の責務」、「自治基本条例の最高規範性、改正手続」の項目について、各会派を単位として議論が行われた。「都市内分権」の項目については、次回に議論することになった。
- 「住民投票制度」については、常設型、非常設型（個別設置型）について、議会として一本化することはせず、各会派がそれぞれ考えをまとめ、市民会議との意見交換に臨みたいとのことであった。
- 「市議会の責務」については、「議会としての責務」の他に、「議員の責務」を盛り込んでいきたいということであった。
- 「自治基本条例の最高規範性、改正手続」については、「最高規範性」と「改正手続」、また「改正手続」と「見直し規定」はそれぞれ別のものとして、再度、各会派で整理をされるとのことであった。

（事務局：笹川法務室長）

- 「見直し規定」として、「一定期間が経過したら見直す」ということを条例で義務付けてしまう部分と、「見直しの結果、改正することになったときに、どのような手続をとるか」という「改正手続」の部分である。
- 議会の議論としては、やはり自治基本条例は「最高規範とすべきもの」であるから、「手続に重みを持たせたい」というところで議論がなされている。
- 自治基本条例も含めた通常の条例の場合は、地方自治法上は通常の過半数議決（出席議員の過半数で議決）である。一部法律で定められているものは特別議決として3分の2以上（出席議員の3分の2以上で議決）というものがあるが、自治基本条例を含めた通常の条例については、法律上は過半数議決しかない。ただ、それをもう少し重くしたい、という形は出てくるかもしれない。

(事務局：中澤企画調整係長)

- ・ 特別委員会は、あと 2 回ほど開催して（年内に 1 回、1 月中旬に 1 回）、内容を整理したうえで、1 月下旬に市民会議代表者会と意見交換に臨みたい、とのご意向であった。

□ 代表者会の追加開催についての提案

(事務局：中澤企画調整係長)

- ・ 代表者会の次回開催予定は 1 月 18 日であり、予定ではそこで「条文案 1」として一度条文の形にまとめるわけであるが、1 月下旬に議会「自治基本問題調査特別委員会」と意見交換をするにあたって、1 月 18 日の回の前に一度条文の形にまとめておいたほうがよいのではないかと。そのうえで、1 月 18 日の回は、特別委員会との意見交換に備えて準備をし、意思統一を図る回にしてみてもどうか。
- ・ そこで、今月下旬に、代表者会を 1 回追加で開催させていただくことを提案したい。
- ・ 年末でご多忙のところ恐縮であるが、具体案として、12 月 26 日（火）午後 6 時 30 分から 8 時 30 分まで、市役所特別会議室を会場として提案をさせていただきたい。いかがか。

(一同)

- ・ 了解

(事務局：中澤企画調整係長)

- ・ それでは、12 月 26 日（火）に追加開催をさせていただくということをお願いしたい。
- ・ やむを得ず日時を変更させていただく場合は、早急に各委員にご連絡させていただく。

※ 後日、12 月 27 日（水）に変更（同時刻、同会場）

- ・ 特別委員会では、前述の「住民投票制度」、「市議会の責務」、「自治基本条例の最高規範性、改正手続」、「都市内分権」の 4 つの大項目及び「前文」、「目的」を重点的に議論をされておられるので、代表者会での個別条文の整理も、次回はこれらの大項目から先に整理をしていったほうがよいように思うが、いかがか。

(一同)

- ・ 了解

(1) 「前文」、「目的」について

(事務局：中澤企画調整係長)

- ・ 本日お配りした資料があるので、まずは資料No.1と資料No.2の「前文」、「目的」までをご一読していただきたい。

(7) 「前文」について

(事務局：中澤企画調整係長)

- ・ 他市町村事例の基本パターンによる 4 つの要素がそれぞれ入り込んでいるかをまずよく確認していただきたい。
- ・ また、今回初めて文章の形にしてみたわけであるが、前文全体として見ておかしいところがないか、ご意見をいただきたい。

1～3 行目について

(2 班：田村委員)

- ・ 概ねこの案のとおりでよいと思うが、敢えて言うなら、1 段目の「頸城の山々～」のところに、「日本海」という言葉も入れてもよいのではないか。「海」という視点もあったほうがよいように思う。3 つの区（柿崎区、大潟区、名立区）と合併前の上越市が海に面している。良い悪いに関わらず、上越市には海があり、港があり、産業が発達しているわけである。

(2 班：君波委員)

- ・ 同感である。新市建設計画の将来都市像である「海に山に大地に」という表現が入っていればなお良いと思って読んでいた。
- ・ 全体としては、よくまとまった文章だと思う。

(2 班：田村委員)

- ・ 「高田平野」と言ってしまうと、直江津が抜けているような感じを受けてしまう。「日本海」と入れてしまえば、それは解消されると思う。

(5 班：種岡委員)

- ・ 地理学的には、「高田平野」となるのか。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 国土地理院の表記では、あくまで「高田平野」である。
- ・ 他の条例でもこのことは議論になったことがある（先般の食育基本条例）。「頸城平野の方がよいのではないか」という議論であった。しかし、「正式には高田平野である」ということで落ち着いた。

(1 班：平野委員)

- ・ どの辺までを「高田平野」と言うのか。「高田平野」の範囲はどこまでなのか。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 山々の付け根のところまで全部が「高田平野」である。関川流域全部である。

(1 班：平野委員)

- ・ 「高田平野」と聞いたときのイメージが、合併前の上越市に近い側の地域というイメージがある。

(5 班：種岡委員)

- ・ イメージ的には、「頸城平野」のほうが統一的なイメージがあるように思う。

(1 班：平野委員)

- ・ しかし、「高田平野」が正式であるということなのであれば、それでよいと思う。

(3 班：小田委員)

- ・ せっかく「頸城の山々」までいったのだから、「高田平野」の「高田」は入れなくてもよいのではないか。たしかに学術的には「高田平野」なのであろうが、市民としては「高田平野」というと、とても限定してイメージしてしまう。
- ・ 「頸城の山々と平野と海」でいったほうがよいのではないか。

(2 班：君波委員)

- ・ 「頸城三山」という言葉もある。

(2 班：田村委員)

- ・ 「頸城の山々」は、やわらかい表現なのでよいと思う。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 「頸城の山々」は、まわりを囲んでいるものを全部イメージして「頸城の山々」と言っている。中頸城、東頸城、西頸城といった考えである。
- ・ 全部の山を並べると長くなってしまうので、「頸城の山々」としてみた。

(3班：今井委員)

- ・ 「頸城の山々」という言葉は、これはこれでよいと思う。

(3班：小田委員)

- ・ 今おっしゃられたのは、「頸城平野」をぐるっと囲むように、たくさんの山々があるということをイメージされているのだと思う。
- ・ そうすると、たしかに学術名は「高田平野」が正しいのではあるが、「高田平野」というのはそういったイメージには合わないように感じる。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ そうすると、「頸城の山々と平野と日本海の水と緑に囲まれた～」とした場合、文章としては、いまいち美しくないのではないか。それが少し引っ掛かる点である。

(1班：増田委員)

- ・ 同感である。バランス的におかしい感じがする。

(5班：種岡委員)

- ・ 「海」を「頸城」の前に入れるのはどうか。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 新市建設計画の将来都市像の「海に山に大地に～」のイメージからすれば、先に「日本海」がきて、例えば「日本海と頸城の山々と頸城の平野」としてもよいかもしれない。「平野」の前に「頸城の」と再度入れたほうがわかりやすい。「頸城の」が入らないと、言葉の落ち着きがよくない。
- ・ 「～頸城の平野の水と緑に恵まれた～」としてはどうか。

(事務局：中澤企画調整係長)

- ・ 「高田」という名前に固執しておられる市民もたくさんおられると思う。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ ここは代表者会としての意見であるので、この中で一度まとめていただいて、最終的に議会上程すれば、議会の皆さんがまた修正されることもあるわけである。そういうことなので、ここはここで考えていくことでよいと思う。

(2班：田村委員)

- ・ 議会にいけば、なおさら「高田」という言葉は使わないのではないか。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ それはわからない。

(2班：田村委員)

- ・ 「高田」という固有名詞を出してしまうと、広さが狭くなってしまいうような気がする。
- ・ 「頸城連山」のような言葉もあり、まさに先ほどおっしゃった中頸城、東頸城、西頸城の考えである。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 「平野」よりも頸城の「大地」のほうがよいのかもしれない。

(1 班：平野委員)

- ・ 「豊かな平野（大地）の水と緑～」としたほうがよいかもしれない。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 「頸城の山々と大地と」でどうか。

(1 班：平野委員)

- ・ 「大地」はよいと思う。「頸城の山々と大地の水と緑に恵まれた～」となる。

(3 班：小田委員)

- ・ 新市建設計画の将来都市像の「海に山に大地に～」にだんだんと近付いてきている。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 固有名詞では「高田平野」が正しいわけであるが、それをあまり出さない形にしてみる。

(5 班：岸本委員)

- ・ 「高田平野」というと、私が住んでいる中郷区は入っていないような印象を受けるが、「大地」であれば全体という感じになる。

(3 班：今井委員)

- ・ 一体感を出すということで考えると、固有名詞はやめたほうがよい。

(2 班：田村委員)

- ・ 「日本海」という言葉は入れても入れなくてもよい。「海」とか「山」とか、すっきりさせたほうがよい。

(2 班：君波委員)

- ・ いざとなれば「頸城」を抜かしたとしても、新市建設計画の将来都市像の「海に山に大地に～」でおさめてもよいような気もする。

(2 班：田村委員)

- ・ 「前文」のタタキ台の前段部分で言いたいのは、合併前のことも全て言っているわけである。中段から後ろの部分では、新しい上越市をどのようにしていくかを謳っている。前段部分は先ほどの形でよいのではないか。

(2 班：君波委員)

- ・ あまりもめるようであれば、ということであり、そうでなければ先ほどの形でよいと思う。

(3 班：小田委員)

- ・ 言葉の解釈についてであるが、冒頭の「上越地域」という言葉があるが、「地域」という言葉が正しい表現ということか。「上越地方」という表現もあるわけだが。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 行政的には両方とも使用している。どちらが正しいということはない。厳密に言うと、「上越地域」も「上越地方」も、妙高市と糸魚川市の区域を含んでおり、合併した 14 市町村だけを言い表す地域名はない。

(5 班：種岡委員)

- ・ 気分的には、「地方」と言われると田舎のイメージがあり、「地域」のほうがよいかなという思いは個人的にはある。語感という意味であるが。

(6 班：横山郁代委員)

- ・ 「地域」というと、ある程度囲った、限られた辺りという感覚もする。エリア的なイメージである。

(3班：小田委員)

- ・ 上・中・下越というときは、上越地方、中越地方、下越地方という言い方をしている。「地域」という言葉は一般的、社会的にはあまり使われていないような気がしたので尋ねてみた。
- ・ 「頸城」というのは明治になって使われたが、全域を示す言葉であり、そういう意味で全く問題はないと思う。

(2班：君波委員)

- ・ 新市建設計画の中では、「地域」で表現されている。

(2班：田村委員)

- ・ 第5次総合計画でも「地域」と表現されている。

(事務局：中澤企画調整係長)

- ・ ここは「地域」ということでよろしいか。

(3班：小田委員)

- ・ あまりここで議論しなくてもよいと思うので、これでよいのではないか。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 「前文」であるので、どちらかというところ、対象になる市民の皆さんに訴えかける文章であるということからすれば、どちらがわかりやすいか、イメージしやすいかという観点でみてもらってよいと思う。
- ・ 特にこの自治基本条例は、最も基本となる条例ということで、市民の皆さんにわかりやすいものをめざすという観点でつくっていくべきと思う。

(5班：岸本委員)

- ・ 「地方」というよりも「地域」のほうが、言葉的に身近に感じる。見たときに、我々の地域も含まれるんだなという感じを受ける。

(2班：田村委員)

- ・ 同感である。

(事務局：中澤企画調整係長)

- ・ では、ここは「上越地域」ということにしていきたい。
- ・ 「上越地域の市町村は」の先であるが、新市建設計画の将来都市像の「海に山に大地に～」ということによいか。「海に山に大地に水と緑に恵まれた四季折々の美しい自然～」となる。

(3班：小田委員)

- ・ 頭に「頸城の」を入れてはどうか。

(事務局：中澤企画調整係長)

- ・ 「海」につながるとおかしくなるのではないか。

(3班：小田委員)

- ・ 形容詞としての地名を入れているわけではないので、「頸城の」「山に海に大地に」とつなげてもおかしくはないと思う。具体的な固有名詞を言っているわけではない。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 単純にそれを入れた場合に、元々の「頸城の山々と高田平野の水と緑に恵まれた」というのならわかるが、「日本海の水と緑に恵まれた」というのは少しおかしい。「日本海の恵み」という形になるのではないか。「日本海の恵みとして頸城の山々と大地の水と緑

に恵まれた」というような感じではどうか。文章のつながりも考えると、こんな感じではないか。

(3班：小田委員)

- ・ 「前文」の最初のこの三行というのはとても重要である。市民の皆さんが読み出すところである。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 前回の議論でもあったが、「前文」は直接的な規範を定めるものではないが、解釈などの意味での一番基礎的な部分であり、ここで最初に「市民の皆さんに訴えなければならぬ」という部分があるわけであるから、できるだけわかりやすく、すっきりと記述すべきと思う。

(2班：田村委員)

- ・ そういう意味で、最初の三行がやはり肝心である。

(3班：小田委員)

- ・ さきほど挙げたように、「日本海」という言葉を出した方がよいように思う。

(2班：田村委員)

- ・ 「日本海の恵み」として。

(事務局：中澤企画調整係長)

- ・ ここは、「日本海の恵みとして頸城の山々と大地の水と緑に恵まれた四季折々の美しい自然に抱かれ、～」としてよろしいか。

(一同)

- ・ 了解

(事務局：中澤企画調整係長)

- ・ 次に、2行目の「こまやかな～」について整理をしたい。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ これまでの皆さんのご意見では、「伝統」ということについても触れたいということであったが、それを入れていくと、とても長い文章になってしまう。「文化」と「伝統」は何が違うのかというところで、「伝統」も「文化」も広い意味では「文化」に入るのではないかと、という解釈で「文化」として書いてみた。このような考え方でいかがか。

(一同)

- ・ 了解

(3班：小田委員)

- ・ 「それぞれの歴史を刻み」の「それぞれ」と入れたのは、「合併前の各市町村それぞれの」という意味か。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ そのとおりである。冒頭で「上越地域の市町村は」と言っているように、それぞれが歴史を刻んで、栄えてきたということを表している。

(事務局：中澤企画調整係長)

- ・ それでは、最初の1～3行はこれでOKとして、仮留めとしたい。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ さらに下の部分を整理していく中で、合わない点があれば、また戻って修正していく。

4～5 行目について

(事務局：笹川法務室長)

- この二行については、上越地域のことを言っているわけではなくて、社会全体としての部分を訴えている。
- 「住民に最も身近な基礎自治体としての市町村と住民自治の在り方を」という部分は、用語としては間違っていないわけであるが、難しいようであれば、「住民に最も身近な行政と住民自治の在り方を」というようにするのも、言い方としてはあると思う。

(2 班：田村委員)

- 「自治」といっても幅広いのではないか。

(事務局：笹川法務室長)

- 「基礎自治体としての市町村の在り方を今一度考える契機」とは、「合併のきっかけ」という意味であり、「住民自治の在り方を今一度考える契機」とは、合併とは別に「行政と住民との関係を考え直すきっかけ」になったということである。

(2 班：田村委員)

- 事務局で十分目を通されているので、それほど細かく意見はないかもしれない。

(事務局：笹川法務室長)

- これはあくまで、我々行政がどのようなことを訴えたいかをご説明しており、それを受けて皆さんから、それを言いたいのであればこのほうがわかりやすい、あるいはこのようなことも訴えたい、というお考えを挙げていただいて、それらを十分に取り入れて素案をつくっていききたいということである。どんどんご意見を挙げていただきたい。

(事務局：中澤企画調整係長)

- 行政がつくったタタキ台ということで、それぞれの意味合いやつながりは押さえて作ってはあがるが、市民と行政のルールをつくっていくわけなので、やはり市民の声が必要である。そのような観点から、ぜひご意見を伺いたい。

(1 班：増田委員)

- 少し先の部分と関連するが、6 行目の「この新たな時代の幕開け」ということについて、この 4～5 行目でもう少し言い表せないか。「考える契機となりました」となっていて、たしかにそのとおりであるが、次の段落で出てくる「新たな時代の幕開け」ということをここで端的に表せないであろうか。そうすると次の段落で、「夢と希望をもって新たな上越市が発出した」ということにつながるのではないか。

(事務局：笹川法務室長)

- 「時代」という言葉をもし入れるのであれば、4 行目の「近年の少子高齢化の急速な進展と地方分権の時代の幕開けは」とするのがよいのではないか。

(一同)

- 了解

(事務局：中澤企画調整係長)

- それでは、4～5 行目を再確認したい。「しかし、近年の少子高齢化の急速な進展と地方分権の時代の幕開けは、住民に最も身近な行政と住民自治の在り方を今一度考える契機となりました。」ということによろしいか。

(一同)

- 了解

(事務局：中澤企画調整係長)

- それでは、ここもこれで仮留めさせていただく。

6～8 行目について

(3 班：今井委員)

- 前段落で「時代の幕開け」を言っているので、6 行目の「この新たな時代の幕開けを」は要らないのではないかと。

(事務局：笹川法務室長)

- 前段落は、「きっかけとして捉えた」ということであり、6 行目は 6 行目で「時代の幕開け」ということは必要だと思う。

(1 班：増田委員)

- 同感である。

(3 班：小田委員)

- 「時代の幕開け」を 2 回使うのは、読んでいて少しおかしい感じがする。

(1 班：増田委員)

- しかし、何を「地域の新たな飛躍への希望」と捉えるのか、ということがわからなくなってしまう。

(3 班：小田委員)

- そうすると、元へ戻って、前段落には「時代の幕開け」を入れないほうがよいかもしれない。

(1 班：増田委員)

- 前段落に入れないと、「新たな幕開け」というのが何を指すのかということがわからない。

(3 班：小田委員)

- 「この新たな時代」という言葉が、前段落のことを指している。
- 増田委員のおっしゃることもよくわかるが、そうすると、同じ表現が二度登場することになり、くどくなってしまう。

(1 班：増田委員)

- では、「この新たな時代を」とすればよいかもしれない。

(3 班：小田委員)

- 私が申し上げているのは、そういう意味ではない。前段落では「地方分権の時代の幕開け」と入れたので、そうすると、今の段落では「時代の幕開け」という言葉は要らないわけである。

(事務局：笹川法務室長)

- 完全にとってしまうとうまくつながらないので、そういう意味では違う言葉を入れたほうがよいが、しかし違う言葉を入れると、前段落とどのような関係かというのが見えてこなくなるかもしれない。
- 前段落の「幕開け」というのを指して、この「幕開け」を私たちは「不安ばかりではなくて希望と捉えて進んでいこうとしている」という意味にしたいということである。

(3 班：小田委員)

- そうすると、「幕開け」という言葉だけでよいのではないかと。「時代の幕開け」とまでは

必要ないのではないか。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ それはそうかもしれないが、「幕開け」だけでは少し言葉が足りないように感じる。

(1班：増田委員)

- ・ ここでは、前段落とは文章が違うものであるから、単純に言葉のダブリとして考える必要はないと思う。話し文章の中で同じ言葉が出てくればダブリであるが、この場合は文章はそれぞれ独立しているものである。主旨的には、前段落と調和がとれていると思う。

(2班：君波委員)

- ・ 前段落を元に戻して、このタタキ台の文章のままにするのがよいと思う。

(3班：小田委員)

- ・ 同感であり、元に戻したほうがよい。

(2班：田村委員)

- ・ 同感である。

(1班：増田委員)

- ・ そうすると、「この新たな幕開け」というのは何を指していることになるのか。「この」という言葉には必ず指しているものがあるはずである。「この」は何を指しているのか。

(2班：君波委員)

- ・ 前段落の内容を指していると思う。

(1班：増田委員)

- ・ 前段落の最後の「考える契機」を指しているのではない。「考える契機」が「時代の幕開け」とはならない。「きっかけ」は「新しい時代の幕開け」にはならない。
- ・ 「この」が何を指すか、ということで、前段落にも「時代の幕開け」という言葉は必要である。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 元に戻すのであれば、前段落は「近年の少子高齢化の急速な進展と地方分権に向けた歩みは」にしておいて、6行目は、「この」を外して、「～住民は、新たな地方分権時代の幕開けを」と単純に言うのはどうか。

(一同)

- ・ 了解

(事務局：中澤企画調整係長)

- ・ では、前段落(4～5行目)について、再度整理したい。「しかし、近年の少子高齢化の急速な進展と地方分権に向けた歩みは、住民に最も身近な行政と住民自治の在り方を今一度考える契機となりました。」として再度仮留めしたい。
- ・ そして6行目は、「私たち上越地域の14市町村の住民は、新たな地方分権時代の幕開けを地域の新たな飛躍への希望と捉えて」として整理することでよろしいか。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 「新たな」が重なっていてくどい感じがするので、「新たな地方分権時代」の「新たな」をとって、「～住民は、地方分権時代の幕開けを地域の新たな飛躍への～」としたほうがよいのではないか。
- ・ 「飛躍」については、「新しい飛躍」の意味合いの方がよいと思う。今までのそれぞれの歩みから、「新たに飛躍する」という意味合いである。

(事務局：中澤企画調整係長)

- ・ そうすると、「～地方分権時代の幕開けを地域の新たな飛躍への希望と捉えて、～」という感じである。

(1班：平野委員)

- ・ 8行目の最後に、「新たな上越市を出発させました。」と、また「新たな」がきてしまうが。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ ここはこれで仕方がないと思う。単に「上越市」と言ってしまうと、まずいように思う。

(1班：増田委員)

- ・ 単に言葉がダブっているということだけで良い悪いを考えるのではなく、全体の文意を捉える中で、必要かどうかを考えるべきである。

(3班：今井委員)

- ・ 9行目の頭にも「新しい上越市」と出てくるが。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ そこはどうしても「新しい上越市」と言わざるを得ない。

(2班：田村委員)

- ・ 8行目は、「平成17年1月1日」の後、「新しい上越市を出発させました」でもよいのではないか。そうすれば、次の9行目の「新しい上越市は」につながっていく。

(3班：今井委員)

- ・ 9行目は「新上越市」でもよいのではないか。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 「新生上越市」でもよいかもしれない。

(3班：小田委員)

- ・ 最近「新しい上越市」という表現をよく使っているようである。
- ・ 「新」とすると、「新上越市」という名前になってしまうので、少しまずい気がする。市民の歌も「新しい上越市民の歌」としている。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ ここは自分でも気になっていたが、なかなか良い表現が見つからなかった。
- ・ 「出発」の表現も、前回の皆さんの議論では「スタート」という表現であったが、あまり片仮名は使いたくないという思いから「出発」としたものである。本当は「スタート」が一番ピッタリかもしれない。「旅立ち」や「船出」など、いろいろ考えてはみたが、どれもなかなかしっくりこなかった。

(2班：田村委員)

- ・ 素直に書くなら、「出発させました」ではなく、「出発しました」ではないか。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 「私たち住民は、上越市を出発させた」という文章なので、「させました」となると思う。主語は「私たち住民」であり、私たちが自分たちの意思で出発させたのである。

(5班：種岡委員)

- ・ 「歩みだしました」はどうか。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ それは主語との関係で合わなくなる。

- ・ 「私たち市民が、みんなの意思で出発させたのだ」ということを言いたかった。
(事務局：中澤企画調整係長)
- ・ それでは、6～8行目を整理したい。「私たち上越地域の14市町村の住民は、地方分権時代の幕開けを地域への新たな飛躍への希望と捉えて、「豊かさ、安らぎ、快適な生活を市民が支えあう自主自立のまちづくり」という基本理念の下、平成17年1月1日、新しい上越市を出発させました。」ということによろしいか。
(一同)
- ・ 了解

9～12行目について

(3班：小田委員)

- ・ この文章は、主語と述語はどこにあるのか。少しわかりにくい感じがする。
(事務局：笹川法務室長)
- ・ 主語としては、冒頭の「新しい上越市は」である。述語としては、「私たち自らの手で作り上げ」と「次の世代に引き継いでいかなければなりません」である。少しはっきりしないのもたしかである。

(3班：小田委員)

- ・ 「新しい上越市」を主語にすると、述語がおかしくなってしまう。どこかに主語が隠れているように理解しないとわかりにくい。

(1班：増田委員)

- ・ 「上越市」の中に実は主語が隠れていて、市ではなく「住民は」というのが主語である。そういうニュアンスである。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 最初に一度、「私たちは」として書いてみたが、前段落も「私たち住民は」であるので、あまり「私たちは」と続くのが嫌で、「上越市はどのようなまちとして引き継いでいきたいか」という、「それが私たちの意思なんだ」ということを表したかったわけであるが、少しうまくいっていない。

(3班：小田委員)

- ・ そうすると、「新しい上越市は、これまで私たちが～」の「私たちが」が主語と考えていけばよいか。

(1班：増田委員)

- ・ 例えば、「新しい上越市においては」というふうにすると、それは主語ではないので、次の「これまで私たちが～」の文章が生きるわけである。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 「～においては」とすると、これが今後の条例の慣例になってしまうので、そこは辛いところである。

(1班：増田委員)

- ・ 訴える文章としては、そのような使い方もあるということである。
- ・ これはこれで十分意味が通るわけであるが、主語述語の点で述べてみた。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ たしかに主語述語で厳密にみていくと、ここは少し合っていない。

- ・ 「新しい上越市は～みんなが安全に安心して快適に暮らせるまちとして、私たち自らの手で作り上げ、次の世代に引き継いでいく」という流れである。「新しい上越市は快適に暮らせるまちとして、私たち自らの手で作り上げていく」ということである。
- ・ 整理して読み上げると、「新しい上越市は、これまでそれぞれが歩んできた歴史とはぐくんできた文化」という形にし、「私たちが」というのは入れないでにおいて、「そして恵まれた自然を地域資源として大切にしながら、一つのまちとして、ともに支えあって、みんなが安全に安心して快適に暮らせるまちとして、私たちが自らの手で作り上げ、次の世代に引き継いでいかなければなりません。」となる。
- ・ 「これまで」はなくてもよいかもしれない。「ここまでそれぞれが」はくどい感じがする。

(5班：種岡委員)

- ・ 「まち」や「はぐくむ」が平仮名なので、「作る」も「つくる」と平仮名がよいのではないか。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 「はぐくむ」は、常用漢字では「育む」とは使えない言葉であるので、どうしても平仮名になってしまう。一般的にはよく使われているが、実は常用漢字ではない。
- ・ 「作る」は「創る」でもよいかもしれない。市民会議の名称も「みんなで創る～」である。「まちづくり」など、敢えて平仮名にするものもある。

(5班：種岡委員)

- ・ 平仮名の方がやわらかい感じがする。

(3班：小田委員)

- ・ この「作る」という字は、具体的に何かを作るという場合である。もう少し幅広かったら、平仮名のほうがよいかもしれない。

(5班：種岡委員)

- ・ ニュアンス的には「創る」のほうがよいと思う。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 他に出てくる「まちづくり」という言葉とのバランスからいえば、平仮名のほうがよいかもしれない。

(事務局：中澤企画調整係長)

- ・ 「作る」は「つくる」という平仮名とすることでよろしいか。

(一同)

- ・ 了解

(事務局：中澤企画調整係長)

- ・ それでは、9～12行目について確認したい。「新しい上越市は、それぞれが歩んできた歴史とはぐくんできた文化、そして恵まれた自然を地域資源として大切にしながら、一つのまちとして、ともに支えあって、みんなが安全に安心して快適に暮らせるまちとして私たち自らの手で作り上げ、次の世代に引き継いでいかなければなりません。」ということによろしいか。

(一同)

- ・ 了解

13～15 行目について

(3 班：小田委員)

- ・ 14 行目の終わりからの「私たちの生活に最も身近なところで行われる行政運営に参画し」という表現は、誤解を招く表現ではないか。限定表現になっている。「身近なところで行われる行政運営のみ」と解釈できてしまうのではないか。参画というのはもっと大きく、市政全体についてではないか。限定した表現であるので、そこが少し引っ掛かる。

(1 班：増田委員)

- ・ 言われてみれば、たしかにそうかもしれない。言い方が限定しているようにとられる可能性もある。

(事務局：中澤企画調整係長)

- ・ 身近な問題だけではないというのはたしかにそうである。

(3 班：小田委員)

- ・ 限定してとられてしまうと、おかしいではないか、という話になる。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 本当はここは「市政」にかけたかった。「～まちづくりの主体として、市政に参画し、行政と協働で～」という形にしたかったが、先ほども少し触れたが「市政」という言葉の定義付けの部分がはっきりしなかったので、「市政」と書くと合わなくなるかもしれないことから、「市政」という言葉を言い換えてみたものである。本当は「市政」としたほうがすっきりする。

(1 班：増田委員)

- ・ 「私たちの生活に最も身近なところで行われる」という形容詞を丸ごと外してしまって、「まちづくりの主体として、行政運営に参画し」でよいのではないか。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 「市政」という言葉の定義がはっきり決まると、ここを「市政」にしてもよいであろうし、増田委員がおっしゃったように、そこは何も入れないで「まちづくりの主体として、行政運営に参画し」でもよいかもしれない。

(3 班：小田委員)

- ・ 用語の定義のところで、「市民参加」と「市民参画」が定義されているが、この定義からいくと、ここに「参画」だけでなく「参加」も入れなくてはならないのではないか。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 企画政策課から原案をもらったのが遅かったので、実は用語の定義についてはチェックはまだしていない状況であるが、タタキ台では、「市民参加」の定義として「市の政策決定に参加すること」とあり、「市民参画」の定義として「市の政策の立案・計画、実施、検証・評価、改善・見直しの各段階において参加すること」とある。しかし、「市の政策決定」には「立案・計画」から「改善・見直し」の各段階が含まれており、そうすると、「市民参画」の中に「市民参加」が入っていることになる。

(3 班：小田委員)

- ・ 同感であり、「市民参加」と「市民参画」のイメージが、我々が抱いているものとは少し違っているようである。
- ・ 市民会議でも何度も議論したが、現状の問題点として「市民の参加が十分ではない」こ

とが問題だということで、「いかに市民に参加していただくか」として、単純に言えば、「まずは町内会の行事から参加してほしい」ということであり、そのようなことから「参加」という言葉は非常に重要ではないかと思う。ここの定義にある「市民参加」の意味は少し違っている感じがする。

(事務局：笹川法務室長)

- もっと広い意味で言えば、定義の欄には「協働」という言葉もあるが、「協働」という中にも「参加」と「参画」は入っているのではないかと、ということもある。お互いの立場で行うということで。そのような意味からすれば、「協働」だけを主張すれば、ここはよいのではないかと、ということにもなる。「参加」、「参画」、「協働」のどれが一番広いのか、ということにもなる。意味からして一番広いと思われるのは「協働」ではないか。「参加」より一段広い意味で「参画」があり、決定事項について実際に体を動かして一緒に行っていくということを含めて言えば、「協働」が一番広い、というような観点になる。そうだとすれば、この文章はその辺を全部抜いてしまって、「まちづくりの主体として、行政と協働でまちづくりをすすめていく～」としても、全て入っているという意味合いにもなる。

(3班：今井委員)

- 13行目の「郷土愛の意識やお互いを理解し」というのは、「郷土愛の意識を」ということか。

(1班：増田委員)

- 「郷土愛の意識を、より一層はぐくんでいくとともに」というふうにつながると考えればよいのではないかと。

(3班：今井委員)

- 「や」というのが少し引っ掛かる。

(事務局：笹川法務室長)

- 「郷土愛の意識」と「お互いを理解し、人を大切に作る心」というのが二つの文章である。その二つのものを「より一層はぐくんでいく」ということである。「より一層」としたのは、「これまではなかったのか」ととられるのが嫌であったので「より一層」とした。

(1班：平野委員)

- ここは繰り返しになるかもしれないが、「郷土愛の意識やお互いを理解する心、人を大切に作る心をより一層はぐくんで」とすると、それらが全部入るのではないかと。

(5班：種岡委員)

- たしかにそうであり、「や」で比較しているもののバランスが違う。

(事務局：笹川法務室長)

- 市民会議の議論からは、「お互いを理解して、人を大切に作る心」ということであったので、「理解する心」と「人を大切に作る心」は一体のものと解釈した。
- わかりにくいということであれば、文章を入れ替えるという方法もある。「お互いを理解し、人を大切に作る心と郷土愛の意識をより一層はぐくんでいく」となる。単純に考えるとこのような方法もある。

(3班：今井委員)

- そのほうがわかりやすくよい。

(3班：小田委員)

- ・ 「郷土愛」というのは非常に大切であり、13区の住民の皆さんは自分たちの旧町村を愛していて、新しい上越市を愛している人たちはまだ少ないように思う。そのような意味では、謳わなければならないものだと思う。

(3班：今井委員)

- ・ もちろん「郷土愛」は入れていってよいものだと思っているが、読んでいてどこで切れるかがわかりにくかったということである。

(1班：増田委員)

- ・ 先ほど笹川法務室長がおっしゃったような整理の仕方が非常にわかりやすいと思う。

(3班：今井委員)

- ・ 同感である。「～一人ひとりが、お互いを理解し、人を大切にする心と郷土愛の意識をより一層はぐくんでいくとともに」としたほうがよい。

(5班：種岡委員)

- ・ そしてそのまま次の「まちづくりの主体として～」につながる。
- ・ 先ほどの話に戻るが、この先は、「協働」という一言で網羅されているとするよりも、やはり「参加」、「参画」という言葉は入れたほうがよいように思う。

(6班：横山郁代委員)

- ・ 「最も身近なところで行われる」という、この部分の表現を何とかできないであろうか。

(1班：増田委員)

- ・ そこは先ほど、落とすことにしたところである。

(3班：小田委員)

- ・ 先ほど、何故「参加」、「参画」、「協働」にこだわったかという点、条文の中では「参加」、「参画」、「協働」が出てくるわけであり、これは市民会議で主張してきた、いわゆるステップアップである。であるから、一体のものとして「参加・参画・協働」でまとめてしまったほうが、市民にとってはわかりやすいと思う。
- ・ 笹川法務室長がおっしゃるように、広義に解釈していくと、逆に理解しにくくなってしまふ。
- ・ 今、「協働」は非常に狭い範囲で議論されている。

(5班：種岡委員)

- ・ たしかに、「協働」の受け取り方もまちまちである。

(3班：小田委員)

- ・ 特に大事なことは、この自治基本条例で、市民に「参加」、「参画」、「協働」に対する権利保障をしようとしているわけであり、ここが最も重要な部分である。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ そうすると、「参加」、「参画」を入れるとすると、「何に」という部分が普通はあり、「協働」は「何と」ということになる。その意味で文章を分けなければならない。

(3班：小田委員)

- ・ 市のほうは「協働」という言葉を、単に行政とだけではなくて、いろいろな使い方をしている。いろいろな組み合わせを全て「協働」と呼んで使おうとしている。だからここでは、敢えて「行政と協働」でよいと思う。

(事務局：笹川法務室長)

- 「行政と」としたのは少し悩んだところであるが、「まちづくり」と「自治」というところでも挙がったが、「自治基本条例」ということは、「自治」に対するものであるから、だから「行政と協働」というところへかかっている。そうでなければ、「みんながまちづくりで協働を」という言い方も考えたが、根本が「自治基本条例」ということであるので、ではやはり「行政と協働で」というほうがよいという考え方で書いた。
- 「行政分野に参加、参画し、行政と協働で」という形である。
- ただ、これからのご議論の中で、「自治」の基本条例なのか「まちづくり」の基本条例なのかが最終的に決まってくると、そこで見直していくということはあると思う。その段階で「みんなで協働でつくりあげていく」というふうになることもあるかもしれない。

(1班：増田委員)

- そうするときの「協働」と、用語の定義で言っている「協働」とは、少しアンマッチな部分がある。

(事務局：笹川法務室長)

- そこはタイミングをみて見直していかなければならない。ここの見直し方にしても、「自治」を中心にしていくのか、「まちづくり」を中心にしていくのかがまだ見えないので、ここはそれで変わってくると思う。

(1班：増田委員)

- 「協働」の定義も、狭義と広義を分けて定義をしていけばよい。そうすれば、この文章はそっくりそのまま活かすことになる。

(事務局：中澤企画調整係長)

- それではここで一度、13～15行目の整理をさせていただきたい。「そのためには、私たち一人ひとりが、お互いを理解し、人を大切にすると郷土愛の意識をより一層はぐくんでいくとともに、まちづくりの主体として、行政運営に参加・参画し、行政と協働でまちづくりを進めていくことが必要です。」ということによろしいか。

(2班：君波委員)

- 一般の市民の皆さんは、一番身近なところから入っていく。一步ステップアップしたところから「参加」、「参画」になってしまって、少し身近から遠のいたのではないか。ここにいる代表者会の皆さんであれば、これでよいとは思いますが、ごく一般の市民の皆さんには、いきなり「行政運営に参加、参画」ということになると、何か高いハードルを越えていかなければならないような感じになってしまうのではないか。「身近な」という言葉はあってもよいのではないか。

(1班：増田委員)

- 何をもって「行政運営」か、と考えていくと、ハードルが自然と高くなるというのはいかにある。
- あやふやに言うと、「まちづくりに参加・参画」であるが、その前に「まちづくりの主体として」という文があるので、それだと少し変になる。

(事務局：笹川法務室長)

- 「身近なところで行われる行政運営」というと、限定されてしまうということであったので、例えば「私たちの生活に最も身近なところから」「行政運営に参加・参画し」というような形にすれば、意味に広がりがある感じになる。「生活に最も近いところから

参加・参画して」という感じである。

(3班：小田委員)

- ・ 「市民の皆さんに参加・参画してほしい」ということを謳うということで、よいように思う。

(2班：君波委員)

- ・ そして、順々に意識がステップアップして「行政運営への参加・参画」に辿り着くということで、いきなり行政運営ということではないので、よいのではないかと。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 「まちづくりの主体として、私たちの生活に最も身近なところから行政運営に参加・参画し、行政と協働で～」ということで、スタートが一番近いところからということである。

(1班：増田委員)

- ・ それは非常にわかりやすい。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ また最後に全体の文章を読んでみて、おかしければ直すということで進めていきたい。

(事務局：中澤企画調整係長)

- ・ それでは、もう一度 13～15 行目を整理したい。「そのためには、私たち一人ひとりが、お互いを理解し、人を大切に作る心と郷土愛の意識をより一層はぐくんでいくとともに、まちづくりの主体として、私たちの生活に最も身近なところから行政運営に参加・参加し、行政と協働でまちづくりを進めていくことが必要です。」ということによろしいか。

(一同)

- ・ 了解

(2班：君波委員)

- ・ 2 班の考えでは、「できれば参加する」としたい意向が強くあった。というのは、参加したくてもできない人もいます。そういう人たちのことを考えると、一番身近なところからとしたほうがよいかと思います、今そのようにしていただいた。これでよいと思う。

(2班：田村委員)

- ・ 今の文章の中に、2 班としての「前文」案の内容がずばりみんな入っている。

16～17 行目について

(5班：岸本委員)

- ・ 「ルール」という言葉が一つだけ、横文字（片仮名）で入っている。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ ここも悩んだが、「ルール」という言葉が一番ポピュラーではないかと考えた。「規範」という言葉で書くことも考えたが、かえって堅苦しくわかりにくい感じがした。
- ・ できれば「前文」くらいは、中学生くらいが読んでも理解できるようなものにしたい。市の広報も中学生くらいが読んでも理解できるように文章が作られている。

(1班：増田委員)

- ・ 全ての要素が、この「前文」の中に入っており、素晴らしいと思う。

(事務局：中澤企画調整係長)

- ・ それでは、最後の段落 16～17 行目は原案のとおりということによろしいか。

(一同)

- ・ 了解

(4) 目的について

(事務局：中澤企画調整係長)

- ・ それでは、「目的」としての第1条を整理していきたい。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 他市町村の事例でよくあるのは、例えば「市民、事業者、市の責務を明らかにし、云々～」というものが多いが、先日、他の条例の「目的」部分を検討しているときに、それだと少し長すぎるのですっきりさせるべき、とのご意見をいただいたところであったので、敢えて今回は、それらを除いて作成してみた。
- ・ ただ、皆さんのご意見の中で、「責務を明らかにしてはっきりさせるべき」とのご意見があったので、そこは皆さんとご相談させていただきたい。

(1班：増田委員)

- ・ 個別の条文の中で「責務」については書いてあるので、「目的」のところでは「責務」という硬い言葉は出さない方がよいような感じもする。

(3班：小田委員)

- ・ これでよいと思うが、ただ何か抜けているものがあるかが問題である。基本的な事項は全部入れていくべきである。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 最終目的は、「もって」以下の部分であるが、そこは「市民が主体となる自主自立のまちづくりを推進することを目的とする」ということでよろしいか。
- ・ 「自主自立」というのが、実は一番わかりづらい点でもある。

(3班：小田委員)

- ・ 「自主自立」と言ったときに、では「誰の」という部分がある。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 合併以来、よく使っている言葉ではある。

(3班：小田委員)

- ・ よく「自立」というと、「市民が自立しろ」というふうに言っているととられてしまうこともある。しかしこの場合は、市も含めて全てがいろいろな意味で自主自立するという意味にとれば、これでよいと思う。
- ・ 書いてはないが、「上越市の自主自立」ということである。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ ここも書き方を逆にして、「自主自立のまちづくりを市民が主体となって推進することを目的とする」というパターンもある。
- ・ 私としては、「自主自立のまちづくり」の意識は、「市民が主体となるまち」であるということまでこうしてみた。

(1班：増田委員)

- ・ これは、言いたいことは良いことだと思う。

(事務局：中澤企画調整係長)

- ・ それでは、ここはとりあえずこのままということではよろしいか。

(一同)

- ・ 了解

(2) 個別条文について

(事務局：中澤企画調整係長)

(7) 「定義」について

- ・ 用語の「定義」であるが、ここはいかがするか。一つひとつをみていくと、整理はすぐには終わらないと思われる。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 「定義」は一旦皆さんに持ち帰っていただいて、みてきていただいたらどうか。こちらで感じた疑問点なども資料に記載してある。

(事務局：中澤企画調整係長)

- ・ では、「定義」は宿題ということにしてよろしいか。

(一同)

- ・ 了解

(4) 「基本理念」について

(事務局：中澤企画調整係長)

- ・ 前回の「事前配付資料2」の条例全体の構成の図を見ていただくと、「前文」、「目的」の次に、「原則」条項として、点線で囲った「総則（自治の基本原則）」という部分と、「市民参加・参画」と「協働」がある。
- ・ 条文にしたときの言葉はどうするかはまた別にして、「基本理念」ということで入って、その次に「市民参加・参画」、「協働」と続いている。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 事前整理表にはない部分であるが、最初に筋を通したほうがよいかと考えて入れてみた。
- ・ 「原則」というのはあまり好きではない。「原則」というと例外もあるということになる。

(3班：小田委員)

- ・ たしかに、「原則」と書けば、例外も存在するということになる。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 「理念」と書けば、考え方ということになる。
- ・ ここで市の考え方を入れたうえで展開したい、という考えで入れている。
- ・ ただ、またこの後で「まちづくりの理念」と入れているので、あまり綺麗ではないかもしれない。
- ・ 「前文に入れてはどうか」という市民会議の皆さんのご意見もあったが、市民一人ひとりが考えて、みんなでやらなければならないということ、明確にどこかで謳った方がよいであろうということを書いた。
- ・ これが一番の大原則になるのではないか。そう思って作ってみた。

(3班：小田委員)

- ・ ここは「理念」であるが、「責務」的な表現になっている。

(5班：種岡委員)

- ・ 少し厳しいことを言っているように感じる。

(3班：小田委員)

- ・ 「推進しなければならない」というのは、「義務」である。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 「まちづくりは…推進しなければならない」といったときに、「市民の義務」と捉えるか、「行政の義務」というふう捉えられるか。「しなければならない」ではなくて、「まちづくりは、推進されなくてはならない」ということである。

(5班：種岡委員)

- ・ 「保障」のような意味合いか。

(3班：小田委員)

- ・ そうすると、ここは「責任」条項ということではなく、「保障」条項というようにとれる。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ ここを書いていて迷ったことであるが、「まちづくりは」という主語にしたが、自治基本条例ということからすれば、「住民自治は」という主語にするなり、あるいは「上越市における自治は」という主語のほうが、本当は合うわけである。
- ・ ただ、「自治はこういうふうに行って推進されなければならない」というのは、少し違う気がする。後ろの方の文章とうまくつながらなかった。それで「まちづくりは」という主語にしてみた。

(3班：小田委員)

- ・ 「定義」の中に「まちづくり」がある。

(5班：種岡委員)

- ・ 「自治は」の方が合っている気がするが、心情的には「まちづくりは」にしてほしい気がする。

(3班：小田委員)

- ・ 大元の議論に戻ってしまうが、「まちづくり基本条例」と「自治基本条例」の言葉の議論を以前にした。「まちづくり」という言葉を使うと、たしかに説明足らずな言葉になってしまう。限定的な受け取られ方をしてしまう。「まちづくり」という言葉が非常に幅広い言葉であることを「定義」の中で規定すれば、使えるのではないか。
- ・ **資料No. 1**の「まちづくり」の定義の欄をみると、これは会津坂下町の条文であるが、「公共の福祉を増進し、市民の幸福を実現するために行われる市政及び全ての公益的な取り組み」としており、「全ての公益的な取り組み」とは、要するに「行政そのもの」ということになる。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 行政だけではないということで、「公益的な」としていると思われる。「公益的」ということは、町内会の活動も公益的というものに入る。ここでいう「まちづくり」というのは、行政が行うことだけではなくて、住民そのものの公共的な活動も含めて「まちづくり」と会津坂下町では謳っている。
- ・ この定義でそのままいってしまうと、町内会などの公益的な活動も入れてしまうということになると、自治基本条例という意味合いが薄れてしまう。それで、これを見て困っ

たなという部分があった。

- ・ 議論の蒸し返しになってしまうかもしれないが、「自治基本条例」にするか「まちづくり基本条例」にするかである。そこに戻ってしまう。
- ・ それが決まると、主語のあり方も決まってくる。「自治基本条例」といったときに、「協働」などはよいが、「自治」の基本とあり方を決めるのに、「男女共同参画」というのが入ってくるのかどうか、というところがまた少しぶり返しになってくる。「まちづくり」であれば、「男女共同参画により、みんなでまちづくりをしましょう」ということで、わりとすっきりとくる。

(3班：小田委員)

- ・ 「自治基本条例」と「まちづくり基本条例」では範囲が違うということは今のご説明でよくわかったが、市民会議でのいろいろな議論の中での思いというのは、上越市の活性化というか、「住民がもっといろいろなことに参加して、市をよくして行ってほしい」という思いから出ているので、今おっしゃられたようなことからすると、「まちづくり」のほうが適切であるように思う。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ そのとおりである。今は仮称として「自治基本条例」としてきているが、「まちづくり基本条例」のほうが、どちらかという内容的にはすっきりするかもしれない。内容と題名がリンクしてくる。

(3班：小田委員)

- ・ 住民の思いは、どちらかという幅広いものである。行政のことだけではない。この際、もっと幅広く決めてほしい、というものである。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ その中には、住民自治というもののルールや原則も入っているけれども、「もう少し広げてみると」という中身である。

(3班：小田委員)

- ・ 私は少し誤解をしていて、今日これを見て誤解が解けたが、今までは「まちづくり」というと、「行政のある部分」というふうに皆さん捉えがちであったと思う。ところが逆に、「行政を包含したもっと広いもの」という解釈になる。定義がものすごく違ってきた。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ あとは皆さんの方で、やることとして「どこまでをここで規定するか」ということを先に決めないとなかなか定義ができない。
- ・ 一番広い「まちづくりという意味でいこう」という話になれば、それになるであろうし、そうではなく「行政だけの部分でいこう」ということになれば、そういったものになる。中身をそれに合わせていくことになる。
- ・ 「自治基本条例」ということになれば、「行政がやることを制約する」、言葉は悪いが「押さえつける」ための条例であり、それに関しないものはおかしいことになる。

(3班：小田委員)

- ・ 例えば、先日制定した「みんなで防犯 安全・安心まちづくり条例」などは、任意団体の活動までも条例の中に入れていく。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ そこまで包含して制約していこうというものである。

(3班：小田委員)

- ・ そう考えると、そのような条例の上に乗っかってくる条例であるのだから、そういう活動も含めた基本条例でないといけない。下にぶら下がってくる条例とズレが出てくる可能性がある。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 「まちづくり」ということで捉えるのであれば、それらも下にぶら下がってくるという話になる。単なる「自治」基本条例ということになると、下にそれらがぶら下がらなくてよく、ルールを決めるだけになる。ルールに従って他のものをこうしていこうということで、直接的なぶら下がり関係はなくなってくる。

(3班：小田委員)

- ・ 今日その話をしている、その点に気付いて、「まちづくり基本条例」かなという気がしてきた。よく言われる「これは官が行うこと」と「これは民が行うこと」ということのウエートは、本来は官と民がお互いに協働して行っていくわけであり、官だけの話として限定してしまうと、地域づくりという中で非常に限定した話になってしまう。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ そのような意味では、これからの上越市を考えると、「官だけで出来ること」というのは限られているので、「官と民との協働」、あるいは「民だけの部分」も出てくるかもしれない。そう考えると、「まちづくり」のほうが合っているのかもしれない。
- ・ この辺りは、本来、時間をかけて議論しなくてはならない部分である。一番基本的な部分である。ここが決まらないのに個別の条文に入っても、どうしてもズレていってしまう。

(2班：田村委員)

- ・ 他の自治体の条例を参考に見ると、「定義」、「基本理念」、「原則」とくるが、「基本原則」があって、その中にいくつか、「市民参加」などが入っている。「定義」があると「基本理念」がなかったり、「基本理念」があると「定義」がなかったりというようなやり方もある。
- ・ 我々がつくりようとしている、条例全体の構成は、今のところではその肉付けを「定義」、「理念」、「原則」の三本立てとしている。そうすると「定義」を整理したときに「原則」と絡んできたり、「理念」と絡んできたりする分野が出てくると思う。その辺の妥当性をどの辺で見つけ出すのか。他の自治体の条例が簡単過ぎるのかどうかかわからないが。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 他の自治体の条例では、敢えて「定義」という形にしないで、言葉を曖昧にしているものもある。

(2班：田村委員)

- ・ 「基本理念」で片付けられる分野というのは、定義付けされていてもよいような気もするし、「定義」の中に「基本理念」を入れてしまってもよいような気もする。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ それぞれの自治体がつくるものであり、それらと同じものになってもよいが、上越市は上越市の考えでつくれば別に構わないわけである。そこは皆さんのつくりたいものをつ

くっていけばよいと思う。それに対する制限というものはない。

(2班：田村委員)

- ・他の自治体の条例でいくと、「まちづくり」であれば「まちづくりの基本原則」として、その中に何項か入ってきているやり方もある。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ただ、今までの議論の中では、例えば「まちづくりの基本原則」として「市民参加、参画」をしていこうといっても、「参加」や「参画」の意味がはっきりしておらず、お互いの理解が異なってしまって困っていた。だから「言葉の定義」をしていこうという流れになった。

(2班：田村委員)

- ・それはよくわかるが、「原則」の頭に「基本原則」として、「次の～」として今の「市民参画」や「協働」の原則が出てきている。これだと、頭に来る「基本原則」がなくて、「個別原則」がいくつか羅列していくような形になる。その辺の絡みというのは、条例として好ましいのかどうか。これでよいとなれば、これはこれでよいと思うが。
- ・しかし、原則が二つも三つもあったら、その頭に「基本原則」というものがあったてもよいのではないか。

(事務局：笹川法務室長)

- ・「定義」というのは、単に言葉の意味を定めるだけである。

(2班：田村委員)

- ・「定義」などはなくてもよいのではないか。宿題になったから余計に難しく考えてしまっているだけかもしれないが。

(1班：増田委員)

- ・「定義」は、最後に決まるのではないか。最初に定義ありきになってしまうと、それに全部引っ張られてしまう。

(2班：田村委員)

- ・「～の定義」、「～の定義」というのは、頭に「基本原則」というのがあって、その中に枝道が分かれて、「市民参加」とか、あるいは「協働」というふうに並べてあるものが他の自治体の条例には多い。その面で、個別的にそれぞれ条項を興してしまってもよいのか、というのが私の中では問題としてある。
- ・他の自治体の条例では、「基本原則」があって、内訳に「市民参加」、あるいは「協働」やその他いろいろな原則というのが入ってきている。

(1班：増田委員)

- ・その「基本原則」＝「基本理念」にはならないのか。

(2班：田村委員)

- ・それはならない。省略してあるものもあるが、その辺りについては我々は法律のプロではないので、わからない部分もある。

(1班：増田委員)

- ・「基本原則」に書きたいことを「基本理念」に書き込むということはどうか。

(2班：田村委員)

- ・今、タタキ台として出ているのは、それぞれが条項を興している。「基本原則」ということを頭に持ってきて、枝道でそれぞれを入れていってもよいわけである。例えば、第

1項で「市民参加及び市民参画の原則」、第2項で「協働の原則」、第3項で「～の原則」というような形のほうが立派なような気がする。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 造りとしては、そういうものもある。
- ・ タタキ台として、とりあえず個別に条を興しているのは、これまでの市民会議での整理の基本的な考えに合わせて、とりあえずつくっているまでである。
- ・ 最後まで整理した時点でまた見直すことになると思うが、全体として行数がかなり多くなると思われる。あまり条例として行数が多いと、読む側にとっては、読む気をなくしてしまうということがある。そうすると、また全体を縮めるために見直す作業をしたりするわけである。

(2班：田村委員)

- ・ タタキ台の条文を見ていると、「基本原則」を頭に持ってきて、あとは項で処理できるものがいくつかあると思う。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ それは、項なり号で処理することもできる。とりあえず別の条で興して、条文で整理してから、またまとめてもよいかと考えてタタキ台をつくってある。

(事務局：中澤企画調整係長)

- ・ そこは全体をみて決めてもよいのではないか。

(2班：田村委員)

- ・ それはどちらでもよい。形として他の自治体の条例を参考にみた場合のことであり、あくまで参考までに聞いてみたまでである。
- ・ 中身の条項や文言については異論はない。今までいろいろ検討して積み重ねてきたものを並べてあるわけであり、それについての異論はない。条例の形として、「基本原則」を頭に持ってきて、その中に項なり号を興してあるというのが、普通、他の自治体の条例をみたときに、そうなっているということである。プロの法務室長にその辺を尋ねてみたかっただけである。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ どちらも間違いではない。最終的な形をつくったときに、見やすさとわかりやすさが大事である。それから、あまり量が多かったりすると読む気がなくしてしまうということもある。

(2班：田村委員)

- ・ それを考えるとなおさら、「基本原則」を頭に持ってきて、中身を項なり号なりにすれば、量も少なく済む。

(事務局：笹川教務室長)

- ・ スタイルの部分は、後の論議でもよいわけである。書くべき中身を先に決めることが大事と考える。

(2班：田村委員)

- ・ それはそれでよいと思う。ただ、そういう形があるのであれば、せっかくのタタキ台があるので、そうになっていたほうが見やすいと思う。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ ただ、あくまでここは、前回までの時点で出ているものを、条例全体の構成図のピラミ

ッドに合わせてつくってある。

(事務局：中澤企画調整係長)

- ・ どちらが正しいというのではないので、それは上越市としてのスタイルを考えていくということにしていきたい。

(3班：小田委員)

- ・ 田村委員がおっしゃっていることは、ある意味近道なのだと思う。そこまで整理してタタキ台をつくってくれたら、ここでの整理も楽だということをおっしゃっているのだと思う。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ つくりながら、皆さんに投げ掛けている部分を多くしている。

(2班：君波委員)

- ・ 全体像を把握してみないと、ここは整理できないのではないかと。

(事務局：中澤企画調整係長)

- ・ 「定義」は考えてきていただくが、個別の条文を考えながら、また「定義」も考えていくということであるので、とりあえず、まず「定義」を頭に入れていただいて、あとで修正していくという形でお願いしたい。そういう意味での宿題としたい、ということである。

(2班：田村委員)

- ・ 言葉で言うのは簡単であるが、なかなか難しい宿題である。まあ、それはそれでよい。

(1班：増田委員)

- ・ 「定義」を言葉として考えるのは難しいが、「このように書くと、このようにとられてしまう恐れがある」、あるいは「このように書かないと、違う解釈になってしまう」など、そのような感覚で各自みてくればよいと思う。

(3班：小田委員)

- ・ 「定義」であるが、それぞれを条文の中にズラリと書いていく形なのか、それとも、別表などの形にしていくのか。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 通常であると、「定義」というのは、号立てである。タタキ台でも、第2条が「定義」とあって、各号がここではまだ略になっているが、(1)～、(2)～、という形になる。
- ・ ただ、資料No.1にたくさん挙げてあるが、ここまで全部書く必要があるのかどうか、というものはある。
- ・ 少なくとも、イメージさせなければいけないというのは、前から議論になっているところで「参加」と「参画」や、「コミュニティ」、これらは一定のものを示したほうがよいと思う。
- ・ それ以外の言葉は、敢えて定義する必要はないのではないかと。どうしても必要だとしても、解釈や運用について逐条解説を作ることになれば、その中で説明すれば足りるものもあると思う。特に「市民」や「市」などは、定義する必要はないのではないかと、いうものはある。
- ・ ただ、資料No.1を作成した米山主任の考えを推測すると、あくまでこの代表者会議の中で一応「定義」という形で出しておいて、認識を一致させたいうえで、個別の条文に進めていきたい、ということであろうと私は解釈している。

- ・ そうしないと、個別の条例をつくっても、「定義」が変わっていくとまたおかしくなっていてしまう。

(事務局：中澤企画調整係長)

- ・ 残り時間が少ないので「原則」の部分までしか整理できないと思うが、「原則」の部分について、いかがか。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 「基本理念」というものを入れたのは、「市民参加及び市民参画の原則」をこのように作ってみて、少し疑問を感じた部分もあるからである。
- ・ 「市民参加及び市民参画の原則」として、とりあえず作ってあるが、これは「市民の権利」として謳えばよいのではないか、という疑問がある。第1項は「市民の権利」、第2項は「市民の責務」、第3項は「市と議会の責務」に分解されてしまうのではないか。
- ・ 造りとしては、このような造りもある。憲法もそうである。一つ何かを規定して、それに対するものを入れるというやり方である。それが繰り返されていくと、では「市は何を行うのか」というのを見ると、一段落になっていないのでわかりづらい。市が行うべきことを一段落にまとめてしまうほうがわかりやすいという感覚もある。どちらが正しいということはない。
- ・ 分解されてしまうと、今の「市民参加及び市民参画の原則」などは、なくなってしまう。そうしたときに、先に「基本理念」というところで、まず一つ筋を通しておけば、分解したとしてもよいのかなということを考えて、とりあえずこのようにした。
- ・ そうすると、前回までの全体の構成のピラミッド図が変わっていくことになる。

(3班：小田委員)

- ・ これは、元々が市民会議で挙げてきた「条文化しようとするもの」であって、どう組むかというのは後の議論の方がよいのではないか。今、組み方の議論を始めてしまうと、それこそ全部出ないとなかなか組むことはできないと思われる。

(事務局：中澤企画調整係長)

- ・ 条例の構成は、また全体をみて整理していきたい。まずはこの、今、条文化したもので、必要な内容が入っているかどうかを確認していただきたい。

(1班：増田委員)

- ・ たしかに、一つの原則の中でバラけて、また集合してくるというのは、何かこう整理が難しいところはある。
- ・ どちらかという、これまでは「市の責務」や「市民の役割」というまとめ方で、我々もそういう頭でまとめてきている。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 中身が決まれば、それを動かすのは簡単である。

(1班：増田委員)

- ・ そのほうが読みやすいかなという気はする。

(3班：小田委員)

- ・ 市民会議で「市民参加・参画」という項目を挙げたときに、誰が(主語)、どうする(述語)という整理をしたので、「市民」や「市」、「市議会」というところが出てきた。
- ・ それを一つの条文の中でまとめるか、どう整理するかというのは、別の次元に置いてずっときた。今、行おうとしているのは、市民会議で挙げた個々の項目を文章にするとい

う作業を優先的に行っているので、作業が非常にはかどっている。

- ・ 今、その組み方の作業を行ってしまうと、進めなくなってしまう。

(2班：田村委員)

- ・ それをやると、まとまらなくなってしまう。
- ・ だから、前回に、なんとか条文の形でタタキ台を作ってほしいと事務局に依頼した。

(1班：増田委員)

- ・ **資料No.2**のタタキ台のようなまとめ方もあるが、とりあえずは、「市民の役割」、「市の責務」、「市議会の責務」というふうに議論をしてきたので、そのくくりの中で条文の形にしてもらおうとわかりやすい。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 再構成してからの方がわかりやすいということはわかるが、再構成するには、全部の条を一度作ってからでないとなかなか出来なかった。
- ・ 今回は、あくまで途中までという話であったので、「必要な事項が見えるように」という形にとりあえずしたものである。

(1班：増田委員)

- ・ それでは、そこの部分については話は抜いておいて、この「市民参加及び市民参画の原則」というところで、「市民の役割」も書いてあり、「市の責務」も書いてあり、「市議会の責務」も書いてあるということで、「この表現で、意図するところは表現されているかどうか」という観点で各部分をみていこう、ということにすればよいのではないか。あまりくくりはこだわらずに。
- ・ 語尾のまとめ方で、「～しなければならない」というところがあるが、例えば、「市民参加及び市民参画の原則」の第2項は、「まちづくりに対する意識を高める」というふうに止めてしまった場合、意味的にどのような違いがあるのか。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 「市民が～を高める」と言ったときに、「市民自ら」ということになる。「高める」というのは今まであまり使ったことがないので説明しづらいが、「努めなければならない」というのは、「市民の義務」となる。
- ・ 「高める」と書いた場合は、「市民の意識、意思」というような意味合いになる。「市民が高める」というものである。

(1班：増田委員)

- ・ 第3項の「市及び市議会は、～分かりやすい制度とするよう努めなければならない」というのも、「～分かりやすい制度とする」で止めた場合は、意味的にどのような違いがあるのか。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 主語との問題もあるが、「市及び市議会は、～制度とする」とすると、「市が～制度とする」、「市議会が～制度とする」というのは、市議会は制度を審議するものであり、市は制度を分かりやすいものとするのであるから、制度を分かりやすいものにしなければならない、ということである。

(1班：増田委員)

- ・ 要は、常に「努める」があるわけであるが、「努める」と書いたときに、「努めたから結果はいいよ」というふうにとられないか、ということを心配している。

(3班：小田委員)

- ・ 増田委員がおっしゃったのは、我々3班も議論したことをおっしゃっている。これであれば、「～分かりやすい制度にしなければならない」というような言い方を我々はしたと思う。
- ・ 増田委員は、述語の表現のことをおっしゃっている。市民からみて、市は「～努める」という努力目標ではなくて、「～しなければならない」という義務規定のほうがよい、ということである。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 100%市民の皆さんを満足させるような分かりやすい制度とすることは無理ではないか、ということからこのような書き方にしてある。「～しなければならない」と書いたときは、市民に満足していただけるような分かりやすい制度になっていなかったら違法ということになる。

(2班：君波委員)

- ・ 市と市議会については、「～しなければならない」でもよいと思う。市民については、少し逃げ道を作っておく必要がある。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 「誰がどこまで」という議論は、しておかなければならない議論である。
- ・ 行政には、きつめにするということはあると思う。

(3班：小田委員)

- ・ 市民フォーラムでの素案では、「市は、市民誰もが自由に市政、まちづくりに参加・参画できることを保障しなければならない」となっている。だから、「しなければならない」という表現であった。それが、今回のタタキ台では努力目標になってしまっている。

(2班：田村委員)

- ・ 第3項は、前半の「市民の市民参加及び市民参加区の権利を保障する」という内容を義務規定にし、後半の「分かりやすい制度とするよう努める」という内容を努力規定にして、二つの内容に分けてしまっただろうか。

(3班：小田委員)

- ・ 市民フォーラムでの素案と、今回のタタキ台の内容で、違う部分があるときは、その箇所と理由を示していただかないと、皆さん気付かないで通り過ぎてしまう可能性がある。

(5班：種岡委員)

- ・ せっかく市民会議で、それぞれの意味合いの強さを議論して決めてきたということもある。

(3班：小田委員)

- ・ 市民会議で議論して決めたことであっても、実際にはそれは無茶であるようなものは、きちんと教えていただけるとありがたい。

(2班：君波委員)

- ・ その辺は、「自治基本条例」と「まちづくり基本条例」の違いが出てくるのだと思う。「まちづくり基本条例」であれば、「努めなければならない」というものも出てくるのであろうが、「自治基本条例」であれば、「責務」ということであれば、限定というか、拘束する文章がくるのだと思う。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 前段の「保障」という部分については、これでよろしいということか。

(1 班：増田委員)

- ・ そこはそれでよい。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 「分かりやすい制度」となると、どのレベルかにもよる。大人には分かりやすくても、子どもにはわかりにくいものかもしれない。

(5 班：種岡委員)

- ・ 受け取る側の対象にもよる。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 市だけで出来ることは、完全に「責務」でよいと思う。

(3) 閉会

(事務局：中澤企画調整係長)

- ・ ここで、予定の 20 時 30 分を過ぎてしまったので、今日お出しした部分と残りの部分については、またタタキ台を作って、できるだけ早めにお示ししたい。ボリュームがかなりあるので、次回までに全部お示しできるかはお約束できなくて申し訳ない。お示しできるところまでを、なるべくなら前もってお示しして、事前にみてきていただいて、次回にご意見をいただきたい。そのような形にさせていただきたい。

(一同)

- ・ 了解

(事務局：中澤企画調整係長)

- ・ 今回、初めて条文の形でタタキ台をお示しした。今後もこのような形で進めさせていただきたく、よろしくお願ひしたい。
- ・ 「定義」の部分は、一応みてきていただいて、そのうえで、個別の条文を整理していきたい。
- ・ 次回は、先ほど決めさせていただいたとおり、一応 12 月 26 日 (火) とさせていただくが、もしかしたら、事務局側の都合で日程を変更させていただくこともあるかもしれない。その場合は、ただちに皆さんにご連絡させていただくので、ご容赦願ひたい。

※ 後日、12 月 27 日 (水) に日程を変更

■今回で整理された部分の再整理（仮留め）

（前文）

上越地域の市町村は、日本海の恵みとして頸城の山々と大地の水と緑に恵まれた四季折々の美しい自然に抱かれ、こまやかな人の心と文化をはぐくみながら、それぞれの歴史を刻み、栄えてきました。

しかし、近年の少子高齢化の急速な進展と地方分権に向けた歩みは、住民に最も身近な行政と住民自治の在り方を今一度考える契機となりました。

私たち上越地域の14市町村の住民は、地方分権時代の幕開けを地域への新たな飛躍への希望と捉えて、「豊かさ、安らぎ、快適な生活を市民が支えあう自主自立のまちづくり」という基本理念の下、平成17年1月1日、新しい上越市を出発させました。

新しい上越市は、それぞれが歩んできた歴史とはぐくんできた文化、そして恵まれた自然を地域資源として大切にしながら、一つのまちとして、ともに支えあって、みんなが安全に安心して快適に暮らせるまちとして私たち自らの手でつくり上げ、次の世代に引き継いでいかなければなりません。

そのためには、私たち一人ひとりが、お互いを理解し、人を大切にする心と郷土愛の意識をより一層はぐくんでいくとともに、まちづくりの主体として、私たちの生活に最も身近なところから行政運営に参加・参画し、行政と協働でまちづくりを進めていくことが必要です。

このような認識を共有し、私たちがまちづくりの主体となって自主自立のまちづくりを進めるための住民自治の最も基本的なルールとしてこの条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、本市における住民自治の基本的な理念と住民自治に関する基本的な事項を明らかにし、もって、市民が主体となる自主自立のまちづくりを推進することを目的とする。

8 問合せ先

企画・地域振興部 企画政策課 企画調整係 TEL：025-526-5111(内線 1452)

FAX：025-526-8363

E-mail：kikakuchosei@city.joetsu.lg.jp

9 その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。